

明治大学大学院学則

昭和27年3月31日設置認可

昭和27年規則第7号

第1章 総則

(設置)

第1条 本大学は、明治大学学則第2条第1項及び第63条に基づき、明治大学大学院（以下「本大学院」という。）を設置し、明治大学大学院学則（以下「本学則」という。）を定める。

2 本大学は、前項の大学院のほか、高度専門職業人養成を目的として、明治大学専門職大学院を設置し、明治大学専門職大学院学則は、別に定める。

(目的)

第2条 本大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、又は高度の専門性の求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を養い、文化の発展に寄与することを目的とする。

2 本大学院は、前項の目的を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検し、評価するとともに、授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(課程)

第3条 本大学院の課程は、修士課程及び博士課程とし、博士課程は、博士前期課程及び博士後期課程に区分する。

2 修士課程及び博士前期課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うものとする。

3 博士後期課程は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うものとする。

(標準修業年限)

第4条 修士課程の標準修業年限は、2年とする。

2 博士課程の標準修業年限は、5年とし、博士前期課程の標準修業年限を2年、博士後期課程の標準修業年限を3年とする。ただし、博士後期課程のみを置く博士課程にあつては、標準修業年限を3年とする。

3 本大学院における最長在学期間は、修士課程及び博士前期課程にあつては4年、博士後期課程にあつては6年を限度とする。ただし、第48条第

2項の規定による再入学の場合は、この限りでない。

- 4 第43条の2及び第43条の3の規定により、転入学、転科又は転専攻を許可された者の標準修業年限及び最長在学期間は、前3項に定める範囲内において当該研究科委員会の議を経て決定する。
- 5 本大学院の学生が、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、当該研究科において、その計画的な履修を認めることがある。
- 6 第30条の2第3項の規定により、学生が、本大学院に入学する前に修得した単位（学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を得た後に、修得した単位に限る。）を本大学院において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により、本大学院の修士課程又は博士前期課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該研究科委員会の議を経て、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して、1年を超えない範囲で当該学生の在学期間を短縮することができる。ただし、当該課程の在学期間を1年未満に短縮することはできないものとする。

第2章 研究科

（研究科・専攻及び課程）

第5条 本大学院に次の研究科及び専攻を設け、研究科に修士課程又は博士課程を置く。

法 学 研 究 科	公法学専攻	博士課程
	民事法学専攻	博士課程
商 学 研 究 科	商学専攻	博士課程
	政治経済学研究科	博士課程
経 営 学 研 究 科	経済学専攻	博士課程
	経営学専攻	博士課程
文 学 研 究 科	日本文学専攻	博士課程
	英文学専攻	博士課程
	仏文学専攻	博士課程
	独文学専攻	博士課程
	演劇学専攻	博士課程
	文芸メディア専攻	修士課程
	史学専攻	博士課程
	地理学専攻	博士課程
	臨床人間学専攻	博士課程

理工学研究科	電気工学専攻	博士課程
	機械工学専攻	博士課程
	建築・都市学専攻	博士課程
	応用化学専攻	博士課程
	情報科学専攻	博士課程
	数学専攻	博士課程
	物理学専攻	博士課程
農学研究科	農芸化学専攻	博士課程
	農学専攻	博士課程
	農業経済学専攻	博士課程
	生命科学専攻	博士課程
情報コミュニケーション研究科	情報コミュニケーション学専攻	博士課程
教養デザイン研究科	教養デザイン専攻	博士課程
先端数理科学研究科	現象数学専攻	博士課程
	先端メディアサイエンス専攻	博士課程
	ネットワークデザイン専攻	博士課程
国際日本学研究科	国際日本学専攻	博士課程
グローバル・ガバナンス研究科	グローバル・ガバナンス専攻	博士課程（博士後期課程のみ）

（各研究科及び各専攻の目的）

第6条 各研究科及び各専攻の人材養成その他の教育研究上の目的については、別表4のとおりとする。

（各研究科の方針）

第6条の2 各研究科は、前条に規定する目的を踏まえて、次の方針を定める。

- (1) 課程修了の認定に関する方針
- (2) 教育課程の編成及び実施に関する方針
- (3) 入学者の受入れに関する方針

2 前項各号の方針については、別に定める。

（収容定員）

第7条 研究科の収容定員は、次のとおりとする。

研究科	専攻	修士課程・ 博士前期課程	博士後期課程	合計収容定員

		入学 定員	収容 定員	入学 定員	収容 定員	
法学研究科	公法学専攻	20	40	6	18	58
	民事法学専攻	20	40	6	18	58
	計	40	80	12	36	116
商学研究科	商学専攻	35	70	6	18	88
政治経済学 研究科	政治学専攻	25	50	5	15	65
	経済学専攻	35	70	7	21	91
	計	60	120	12	36	156
経営学研究科	経営学専攻	40	80	8	24	104
文学研究科	日本文学専攻	6	12	2	6	18
	英文学専攻	6	12	2	6	18
	仏文学専攻	6	12	2	6	18
	独文学専攻	6	12	2	6	18
	演劇学専攻	6	12	1	3	15
	文芸メディア専攻	6	12	—	—	12
	史学専攻	25	50	6	18	68
	地理学専攻	5	10	2	6	16
	臨床人間学専攻	14	28	4	12	40
	計	80	160	21	63	223
理工学研究科	電気工学専攻	82	164	6	18	182
	機械工学専攻	86	172	7	21	193
	建築・都市学専攻	80	160	7	21	181
	応用化学専攻	40	80	5	15	95
	情報科学専攻	40	80	3	9	89
	数学専攻	15	30	3	9	39
	物理学専攻	16	32	3	9	41
	計	359	718	34	102	820
農学研究科	農芸化学専攻	26	52	2	6	58
	農学専攻	20	40	2	6	46
	農業経済学専攻	8	16	2	6	22
	生命科学専攻	26	52	2	6	58
	計	80	160	8	24	184
情報コミュニケーション研究科	情報コミュニケーション学専攻	25	50	6	18	68
教養デザイン研究科	教養デザイン専攻	20	40	4	12	52

先端数理工学 研究科	現象数理学専攻	20	40	5	15	55
	先端デザイン専攻	45	90	6	18	108
	ネットワークデザイン専攻	36	72	3	9	81
	計	101	202	14	42	244
国際日本学 研究科	国際日本学 専攻	20	40	5	15	55
グローバル・ ガバナンス 研究科	グローバル・ ガバナンス専攻	—	—	5	15	15
合計		860	1720	135	405	2125

第3章 教職員組織

(教員)

第8条 本大学院における授業及び研究指導は、本大学の学部（以下「学部」という。）及び専門職大学院に所属する教員（助手を除く。以下「学部等所属教員」という。）並びに次項及び第3項に規定する教員が担当し、学部等所属教員の選定方法については、別に定める。

- 2 各研究科には、必要に応じて特任教員、客員教員及び兼任講師を置くことができる。
- 3 本大学院には、必要に応じて本大学院所属の特任教員、客員教員及び兼任講師を置くことができる。
- 4 前3項のほか、本大学院は、大学院委員会が認めた者に、本大学院における授業を担当させることができる。

(事務職員)

第9条 本大学院に必要な事務職員を置く。

第4章 運営組織

(大学院長)

第10条 本大学院に大学院長を置く。

- 2 大学院長は、大学院委員会を招集して議長となる。
- 3 大学院長の選任方法は、別に定める。
- 4 大学院長の任期は、2年とする。

(教務主任)

第10条の2 本大学院に教務主任を置く。

- 2 教務主任は、本大学院の教務をつかさどる。
- 3 教務主任の選任方法は、別に定める。

4 教務主任の任期は、2年とする。
(委員会)

第11条 本大学院に、大学院委員会を置く。

2 各研究科に、研究科委員会を置く。
(研究科委員会の組織)

第12条 研究科委員会は、当該研究科の授業及び研究指導を担当する専任教員をもって組織する。ただし、研究科長が特に必要と認めたときは、研究科委員会の議を経て、当該研究科の授業のみを担当する専任教員を委員とすることができる。

2 研究科長が特に必要と認めたときは、研究科委員会の議を経て、委員以外の者を出席させることができる。
(研究科長)

第13条 各研究科に研究科長を置く。

2 研究科長は、研究科委員会を招集して議長となる。
3 研究科長は、研究科委員会において互選するものとする。
4 研究科長の任期は、2年とする。
(大学院委員)

第13条の2 各研究科に大学院委員を置く。

2 大学院委員は、研究科長の職務を補佐する。
3 大学院委員の選任方法及び任期については、別に定める。
(専攻主任)

第14条 研究科の専攻に専攻主任を置く。

2 専攻主任は、当該専攻の教務をつかさどる。
3 専攻主任は、当該専攻において互選するものとする。
4 専攻主任の任期は、2年とする。
(研究科委員会の職務)

第15条 研究科委員会は、当該研究科に関する次の事項を議決する。

- (1) 学生の入学及び修了に関する事項
 - (2) 学位授与に関する事項
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、研究科委員会の議決が必要なものとして学長が定めるもの
- 2 前項第3号に基づく事項は、次のとおりとする。
- (1) 研究、教育及び指導に関する事項
 - (2) 教員の人事に関する事項
 - (3) 授業科目の編成及び指導に関する事項

- (4) 試験に関する事項
 - (5) 学生の転入学、転科、転専攻、留学、休学、復学、退学及び再入学等に関する事項
 - (6) 学生の育英・奨学及び賞罰に関する事項
- 3 研究科委員会は、前2項に規定するもののほか、学長、大学院長及び研究科長がつかさどる教育研究に関する事項並びに学長から諮問された事項について、議決することができる。

(研究科委員会の議決)

第16条 研究科委員会は、構成員の過半数が出席しなければ開くことができない。

- 2 審議事項を議決するには、出席者の3分の2以上の同意がなければならない。

(研究科委員会の議事録)

第17条 研究科委員会の議事については、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録は事務長が作成し、当該研究科長の署名を得て保管するものとする。

(大学院委員会の組織)

第18条 大学院委員会は、大学院長、教務主任、各研究科長及び各研究科から選ばれる各1名の大学院委員をもって組織する。

- 2 専攻主任は、大学院委員会に出席して意見を述べることができる。
- 3 大学院長が特に必要と認めるときは、大学院委員会の議を経て、委員以外の者を出席させることができる。

(大学院委員会の職務)

第19条 大学院委員会は、次の事項を議決する。

- (1) 学位授与に関する事項
 - (2) 前号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、大学院委員会の議決が必要なものとして学長が定めるもの
- 2 前項第2号に基づく事項は、次のとおりとする。
- (1) 各研究科に共通な事項
 - (2) 大学院における教員の人事に関する事項
 - (3) 研究科間の調整に関する事項
 - (4) 学生の育英・奨学及び賞罰に関する事項
 - (5) 事務組織に関する事項
- 3 大学院委員会は、前2項に規定するもののほか、学長及び大学院長が

かさどる教育研究に関する事項並びに学長から諮問された事項について、議決することができる。

(大学院委員会の議決)

第20条 大学院委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

2 審議事項を議決するには、出席委員の3分の2以上の同意がなければならない。

(大学院委員会の議事録)

第21条 大学院委員会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 議事録は事務長が作成し、大学院長の署名を得て保管するものとする。

第5章 課程修了の要件

第1節 履修方法等

(授業及び研究指導)

第22条 本大学院の教育・研究は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)によって行う。

(授業の方法等)

第22条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 本大学院は、教育上有益と認めるときは、当該研究科委員会の議を経て、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 本大学院は、教育上有益と認めるときは、当該研究科委員会の議を経て、第1項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

4 第2項に関し必要な事項は、別に定める。

(教育方法の特例)

第22条の3 本大学院は、教育上特別の必要があると認められる場合には、当該研究科委員会の議を経て、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(必要単位数等)

第23条 修士課程及び博士前期課程の修了に必要な単位数は、30単位以上とする。

- 2 博士後期課程においては、各研究科の定める研究指導を受けるものとする。この場合において、研究指導上必要と認める科目を履修させることがある。
- 3 各研究科の授業科目・単位数及び修了要件等については、別表1及び別表1の2のとおりとする。
- 4 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算する。
 - (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で各研究科が定める時間の授業をもって1単位とする。
 - (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で各研究科が定める時間の授業をもって1単位とする。
 - (3) 授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合の単位数を計算するに当たっては、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して各研究科が定める時間の授業をもって1単位とする。

(指導教員)

第24条 学生は、専修科目を選定し、当該専修科目の担当者が指導教員となる。

- 2 学生は、指導教員の指導の下に履修・研究計画を立てるものとする。
- 3 学位論文は、原則として専修科目により作成するものとする。

(履修する授業科目の届出)

第25条 学生は、履修しようとする授業科目を毎年所定の期間内に届け出なければならない。

第2節 試験及び成績

(単位の授与)

第26条 授業科目を履修し、その学識・能力の評価(以下「試験」という。)に合格した者には、所定の単位を与える。

(試験の時期)

第27条 試験は、毎年次末又は每学期末に行うものとする。ただし、授業科目の担当教員が必要があると認めるときは、臨時に行うことができる。

(試験の方法)

第28条 試験は、筆記又は口述によるものとする。ただし、論文の提出、その他の方法によることができる。

(成績の表示)

第29条 学業成績は、次のとおりとし、S、A、B、Cを合格、Fを不合格とする。

学業成績 (点数)	S (100～90)	A (89～80)	B (79～70)	C (69～60)	F (59～0)
--------------	---------------	--------------	--------------	--------------	-------------

(受験の条件)

第30条 履修した科目でなければ、試験を受けることができない。

- 2 学費を納入しない者は、試験を受けることができない。
- 3 休学又は停学の期間中は、試験を受けることができない。

(既修得単位の認定)

第30条の2 本大学院は、教育上有益と認めるときは、研究科委員会の議を経て、学生が他の大学院において修得した単位を、本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定により認定することができる単位数は、15単位を超えないものとする。
- 3 本大学院は、教育上有益と認めるときは、研究科委員会の議を経て、学生が本大学院に入学する前に、本大学院又は他の大学院において修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 4 前項の規定により認定することができる単位数は、転入学の場合を除き、本大学院において修得した単位以外のものについては、15単位を超えないものとする。
- 5 前各項の規定により認定した単位は、合わせて20単位を超えない範囲で本大学院の課程修了に必要な単位数に算入することができる。

第3節 学位

(博士の学位)

第31条 博士後期課程に3年（法科大学院の課程を修了した者にあつては、2年）以上在学し、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格した者には、研究科委員会及び大学院委員会の議を経て博士の学位を授与する。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、研究科委員会の議を経て、博士後期課程に1年（標準修業年限が1年以上2年未満の修士課程又は専門職学位課程を修了した者にあつては、3年から当該修業年限を減じた期間）以上在学すれば足りるものとする。

- 2 次条第1項ただし書の規定により修士課程又は博士前期課程を修了した

者（他の大学院の修士課程又は博士前期課程を同規定と同様に在学期間を短縮して修了した者も含む。）に係る博士後期課程の学位の授与については、前項ただし書の規定中「博士後期課程に1年」とあるのは「博士後期課程に2年」と読み替えて、同項の規定を適用する。

（修士の学位）

第32条 修士課程又は博士前期課程に2年以上在学し、所定数の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格した者には、研究科委員会の議を経て修士の学位を授与する。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、研究科委員会の議を経て、修士課程又は博士前期課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

2 前項本文に規定する修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することについては、博士課程の目的を達成するために必要と認められた場合には、研究科委員会の議を経て、次に掲げる試験及び審査（以下「博士論文研究基礎力審査」という。）に合格することをもって、これに代えることができる。

(1) 専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力並びに当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養であって当該博士前期課程において修得し、又は涵養すべきものについての試験

(2) 博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力であって当該博士前期課程において修得すべきものについての審査

第33条 削除

（最終試験及び論文の審査）

第34条 最終試験は、学位論文を中心として、これに関連ある科目について行う。

2 学位論文の審査は、指導教員及び当該研究科において選定された2名以上の審査委員により行うものとする。

（学位記の交付）

第35条 学位を授与された者には、学位記を交付する。

（学位規程）

第36条 学位に関する審査手続等についての取扱基準は、明治大学学位規程により定めるものとする。

第6章 学年、学期、休日及び休業日

（学年及び学期）

第37条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学年は、春学期と秋学期の2学期に分け、期間については、当該年度の学年暦において定める。

(休日及び休業日)

第38条 次に掲げる日を休日及び休業日とする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に定められた休日
- (3) 本大学創立記念日（1月17日）
- (4) 本大学創立記念祝日（11月1日）
- (5) 春季休業、夏季休業及び冬季休業(当該年度の学年暦において定める。)

2 前項の規定にかかわらず、教育上必要があるときは、休日又は休業日に授業を行うことがある。

第7章 入学、転入学、転科、転専攻、留学、休学、復学、退学及び再入学

(入学の時期)

第39条 入学の時期は、学期の始めとする。

(入学の資格)

第40条 修士課程及び博士前期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する資格を持ち、所定の試験に合格した者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を日本国内において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 日本国内において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校において、修業年限が3年以上の課程を修了することにより、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (7) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (8) 文部科学大臣が指定した者
- (9) 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の

課程を修了し、各研究科において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者

(10) 各研究科において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの

2 博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する資格を持ち、所定の試験に合格した者とする。

(1) 修士の学位を有する者又は専門職学位を有する者

(2) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を日本国内において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(4) 日本国内において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(5) 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者

(6) 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、博士論文研究基礎力審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者

(7) 文部科学大臣が指定した者

(8) 各研究科において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

(同一研究科の博士後期課程への選考)

第41条 本大学院の博士前期課程を修了し、同一研究科の後期課程へ進学を希望する者については、選考試験を行い、合格した者を進学させる。

(入学の志願)

第42条 本大学院に入学を志願する者は、所定の手続によって願い出るものとする。

(入学の手続)

第43条 入学を許可された者は、所定の期日までに入学手続を完了しなければならない。

(転入学)

第43条の2 本大学院若しくは他の大学院を修了した者又は他の大学院

に在学する者が転入学を願い出た場合は、欠員のある場合に限り、選考の上、これを許可することがある。ただし、修了又は在学した専攻への転入学は認めない。

(転科及び転専攻)

第43条の3 本大学院の学生が、所属する研究科を変更し、又は同一研究科において所属する専攻を変更しようとして願い出た場合は、欠員のある場合に限り、選考の上、これを許可することがある。

(留学)

第43条の4 外国の大学院、それに準ずる高等教育機関又は研究機関（以下「外国の大学院等」という。）において授業科目を履修し、又は研究指導を受けようとする者は、所定の留学願を提出し、許可を得て留学することができる。

2 前項による留学期間は、1年以内とする。ただし、特に必要と認めた場合は、引き続き1年に限り留学期間の延長を許可することができる。

3 留学期間は、在学年数に算入する。

4 留学によって修得した単位又は教授された研究指導は、研究科委員会の議を経て、本大学院の課程修了の要件である単位又は研究指導として認定することができる。

5 前項によって認定できる単位数は、第30条の2第1項の規定により本大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて15単位以内とする。

6 その他留学に関する事項は、別に定める。

(休学)

第44条 病気その他やむを得ない理由により休学しようとする者は、その理由を明記し、保証人連署の上願い出て許可を得なければならない。

2 病気を理由とする休学願には、医師の診断書を添えなければならない。

(休学の期間等)

第45条 休学は、当該学期の期間とする。ただし、当該休学期間が満了してもなお休学を要する場合には、所定の手続を経て許可を得た上、引き続き次の学期について休学することができる。

2 前項の規定により休学期間を延長するときは、当初の休学期間を含めて2年を限度とする。ただし、特別の事情がある場合には、博士後期課程の者に限り、所定の手続を経て、更に1年を上限として休学を許可することがある。

3 在学中に休学することができる期間は、修士課程及び博士前期課程の者

については通算して2年、博士後期課程の者については通算して3年を限度とする。

4 休学した者は、学期の始めでなければ復学することができない。

5 休学期間は、在学年数に算入しない。

第46条 削除

(退学)

第47条 病気その他の理由によって、退学しようとする者は、その理由を明記し、保証人連署で願い出なければならない。

2 成績不良で改善の見込みのない者は、退学させることがある。

(再入学)

第48条 退学した者が再入学を願い出たときは、研究科委員会の議を経て、選考試験の上、学期の始めに限り、許可することがある。この場合には、既修科目の全部又は一部を再び履修させることがある。

2 博士後期課程において所定の研究指導等を受けた者が、3年以上在学した後退学し、学位論文提出のために再入学する場合は、博士後期課程入学の日から起算して8年以内に限り、許可することがある。

(除籍)

第49条 学費の納付を怠った者は、除籍する。

(入学、転入学、転科、転専攻、留学、休学、復学、退学及び再入学の許可)

第50条 入学、転入学、転科、転専攻、留学、休学、復学、退学及び再入学の許可は、研究科委員会の議を経て学長がこれを行う。

第8章 学費等

(入学検定料)

第51条 本大学院に入学しようとする者は、別表2に定める入学検定料を納めなければならない。第43条の2による転入学、第43条の3による転科及び転専攻並びに第48条第1項による再入学の場合も同様とする。

(学費)

第52条 各研究科の学生は、別表2に定める授業料その他所定の学費を納めなければならない。

(納期等)

第53条 学費は、学期の始めに納入しなければならない。

2 学費等の納入について必要な事項は、別に定める。

(学費等の返還制度)

第54条 納入した学費等は、返還しない。

第9章 委託学生、科目等履修生、聴講生、研究生、外国人留学生、
交換留学生、学部履修生及び特別聴講学生

(委託学生)

第55条 本大学院は、官公庁又は外国政府その他の委託があったときは、その者を委託学生として、第40条の規定にかかわらず、研究科委員会の議を経て入学を許可することがある。

- 2 委託学生は、第52条に定める学費を納入しなければならない。
- 3 委託学生は、履修した授業科目について試験を受けることができる。
- 4 前項の試験に合格した者には、証明書を交付する。
- 5 委託学生については、前各項の規定のほか、正規の学生についての規定を準用する。ただし、第5章第3節の規定は除く。

(科目等履修生)

第55条の2 本大学院の特定の授業科目について単位修得を希望する者については、各研究科の教育研究に支障のない場合に限り、研究科委員会の議を経て、科目等履修生として履修を許可することがある。

- 2 科目等履修生がその履修した科目について試験を受け、合格したときは、単位を与える。
- 3 履修を許可された者は、別表2に定める入学金、履修料及び実験実習料を納めなければならない。
- 4 科目等履修生については、前3項に定めるもののほか、前条第5項の規定を準用し、その他必要な事項については、別に定める。

(聴講生)

第56条 本大学院の特定の授業科目について聴講を希望する者については、各研究科の教育研究に支障のない場合に限り、研究科委員会の議を経て聴講を許可することがある。

- 2 聴講の期間は、学期の始めから起算して、6か月又は1年とする。
- 3 聴講を許可された者は、別表2に定める入学金、聴講料及び実験実習料を納入しなければならない。
- 4 聴講生には、前3項に定めるもののほか、第55条第5項の規定を準用する。

(研究生)

第56条の2 本大学院において特定の研究課題について指導を受けようとする者については、各研究科の教育研究に支障のない場合に限り、研究科委員会の議を経て、研究生として受入れを許可することがある。

- 2 研究生の受入期間は、1年以内とする。

- 3 研究生は、別表2に定める入学金、研究指導料及び実験実習料を納入しなければならない。
- 4 研究生には、前3項に定めるもののほか、正規の学生についての規定を準用し、その他必要な事項については、別に定める。ただし、正規の学生についての規定のうち、第5章第3節及び第39条の規定は除く。
(外国人留学生)

第56条の3 外国人で本大学院に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。

- 2 この学則に規定するもののほか、外国人留学生について必要な事項は、別に定める。
(交換留学生)

第56条の4 本大学と外国の大学との学生交流協定に基づき、本大学院に留学を志願する者があるときは、研究科委員会の議を経て、交換留学生として入学を許可することがある。

- 2 交換留学生の入学、在学年限、学費等に関する事項は、別に定める。
(学部履修生)

第56条の5 本大学院の特定の授業科目について履修を希望する学部の学生については、当該研究科の教育に支障のない限り、研究科委員会の議を経て、学部履修生として、その履修を許可することがある。

- 2 学部履修生がその履修した授業科目について試験を受け、合格したときは、単位を与える。
- 3 学部履修生の履修料は徴収しない。
(特別聴講学生)

第56条の6 本大学院は、次章の規定により交流する他の大学院との間で締結した協定に基づき、研究科委員会の議を経て、当該大学院の学生を特別聴講学生として受け入れることがある。

第10章 他の大学院等との交流

(他の大学院等との交流)

第57条 本大学院は、教育研究上有益と認めるときは、他の大学院との間に学生を交流させ、単位の互換及び研究指導の委託又は受託を行うことができる。ただし、修士課程又は博士前期課程の学生については認められた場合には、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

- 2 前項の研究指導は、大学院に準ずる研究機関にも委託することができる。
- 3 他の大学院等との交流についての規程は、別に定める。

第11章 研究施設等

(研究施設)

第58条 本大学院には、その教育研究に必要な講義室、演習室、研究室等を備えるものとする。

(図書館)

第59条 本大学院の図書館を明治大学図書館内に置く。

2 前項の図書館については、明治大学図書館規程で定める。

第12章 厚生・保健施設及び奨学制度

(厚生・保健施設及び奨学制度)

第60条 厚生・保健施設及び奨学制度については、別に定める。

第13章 賞罰

(表彰)

第61条 人物及び学業の優秀な者には、表彰することがある。

(懲戒)

第62条 学生が、本大学の校規に違反若しくは本学園の秩序を乱し、又は学生の本分に反する行為があったときは、その情状によって懲戒を行う。

2 懲戒は、けん責、停学及び退学の3種とする。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、退学させる。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 本学園の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

(3) 正当な理由が無くして学業を怠る者

(賞罰の執行)

第63条 賞罰は、研究科委員会において決定し、大学院委員会の議を経て学長が行う。

第14章 教育職員免許状取得資格

(教育職員免許状取得資格)

第64条 教育職員免許状を得ようとする者は、教育職員免許法及び同施行規則に基づき、所定の授業科目の単位を修得しなければならない。

2 本大学院において取得できる教育職員免許状の種類及び教科は、別表3のとおりとする。

第15章 学則等の適用

(学則等の適用)

第65条 この学則において特に定めがない事項については、明治大学学則及び明治大学学則により別に定められた細則等による。

附 則

1 本学則は、昭和27年4月1日から施行する。

- 2 昭和28年改正学則は、昭和29年4月1日から施行する。
(注 各研究科(公法、民事法、商学、政治学、経済史経済学史、日本史学、電気工学、機械工学の各専攻)博士課程の設置、政治経済学研究科経済政策専攻(修)を経済史及び経済政策専攻(修)に変更)
- 3 昭和30年10月改正学則は、昭和31年4月1日から施行する。
(注 工学研究科建築学専攻(修)の設置)
- 4 昭和31年9月改正学則は、昭和32年4月1日から施行する。
(注 文学研究科日本史学専攻(修・博)を史学専攻(修・博)に変更、地理学専攻(修)の設置)
- 5 昭和32年2月改正学則は、昭和32年4月1日から施行する。
(注 学科目の改正、所定納入金の改定、その他字句整理)
- 6 昭和32年9月改正学則は、昭和32年9月1日から施行する。
(注 文部省の指示による修正(論文博士の取扱方、学位授与大学名の明記等の規定挿入)その他字句修正)
- 7 昭和33年11月改正学則は、昭和34年4月1日から施行する。ただし、第21条第1項の規定の適用については、昭和33年4月1日までに入学した者に限り、なお従前の例による。
(通達第17号)(注 農学研究科農産製造学専攻(修)、経営学研究科経営学専攻(修・博)の設置、学位論文提出期に関する規定の改正、各研究科学科目の改正)
- 8 昭和34年11月改正学則は、昭和35年4月1日から施行する。
(注 政治経済学研究科経済学専攻(修)の設置、経済史及び経済政策専攻(修)は昭和35年度から学生募集停止)
- 9 昭和35年11月改正学則は、昭和36年4月1日から施行する。
(注 工学研究科建築学専攻(博)の設置)
- 10 昭和37年11月改正学則は、昭和38年4月1日から施行する。
(注 政治経済学研究科経済学専攻(博)の設置、経済史経済学史専攻(博)は昭和38年度から学生募集停止)
- 11 昭和38年2月改正学則は、昭和38年4月1日から施行する。
(注 入学金、授業料、学園費、入学試験料の改定)
- 12 昭和38年11月改正学則は、昭和39年4月1日から施行する。
(注 文学研究科日文、英文、仏文各専攻(修・博)、地理学専攻(博)の設置、文芸学専攻学生定員の変更)
- 13 昭和40年11月改正学則は、昭和41年4月1日から施行する。
(注 工学研究科工業化学専攻(修・博)の設置、ただし、博士課程は昭和43年度開設)
- 14 昭和41年12月改正学則は、昭和42年4月1日から施行する。

(注 入学金、授業料、聴講生納入金の改定)

1 5 昭和43年3月改正学則は、昭和43年4月1日から施行する。

(通達第62号) (注 再入学の取扱方の改正)

1 6 昭和44年2月改正学則は、昭和44年4月1日から施行する。

(通達第69号) (注 修業年限規定の明確化、不要条項の削除、字句の修正と条数の異動)

附 則

1 この改正は、昭和46年4月1日から施行する。

(注 文芸学専攻の廃止及び独文学専攻・演劇学専攻の増設)

2 この改正の際、現に文学研究科文芸学専攻(修士課程)に在籍する学生については、改正前の学則第5条、第6条及び第8条の規定は、当該学生が在籍する間、なお効力を有する。

(通達第117号)

附 則

この改正は、昭和46年4月1日から施行し、昭和46年度の第1年次生から適用する。

(注 別表1の学科目の新設・廃止及び名称の変更)

附 則

この改正は、昭和46年4月1日から施行する。

(通達第119号) (注 学科目を授業科目に変更、第22条を削り、第23条以降を各1条ずつ繰り上げる。)

附 則

この改正は、昭和46年12月2日から施行する。ただし、別表1の改正は、昭和47年4月1日から施行する。

(注 別表1の授業科目の新設、廃止及び別表2の入学試験料の改定)

附 則

この改正は、昭和48年4月1日から施行する。

(通達第156号) (注 法学研究科、商学研究科、工学研究科、農学研究科及び経営学研究科の学生収容定員の改正)

附 則

1 この改正は、昭和48年2月26日から施行する。ただし、別表1の改正は、昭和48年4月1日から施行する。

2 この改正施行の際現に在学する者に係る学費の額は、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(通達第153号) (注 別表1の法学研究科を除く各研究科の授業科目の新設・廃止・名称変更及び別表2の授業料等の学費改定による改正)

附 則

この改正は、昭和49年4月1日から施行する。

(通達第169号・第188号) (注 文学研究科の独文学専攻(博)・演劇学専攻(博)の設置、国民の祝日に関する法律の改正に伴う休日の規定の改定及び夏季休業日の改正、別表1の法学研究科を除く各研究科の授業科目の新設・廃止・名称・単位数等の改正)

附 則

1 この改正は、昭和49年12月7日から施行する。ただし、別表1の改正は、昭和50年4月1日から施行する。

2 この改正施行の際現に在学する者に係る学費の額は、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(通達第199号) (注 別表1の商学・政治経済学・工学・経営学研究科の授業科目の新設・廃止及び別表2の授業料等の学費改定による改正)

附 則

1 この改正は、昭和51年4月1日から施行する。ただし、昭和50年度以前に入学した者については、改正後の規定にかかわらず、従前の例による。

(注 大学院設置基準の施行に伴う全部改正)

2 この改正施行の際在職している教職員及び役職者については、この改正による当該職位にあるものとみなす。

(通達第244号)

附 則

この改正は、昭和52年4月1日から施行する。

(注 政治経済学研究科の授業科目の新設、廃止及び名称の改正)

附 則

この改正は、昭和52年11月29日から施行する。

(通達第295号) (注 別表2の入学試験料の改定に伴う改正)

附 則

この改正は、昭和53年4月1日から施行する。

(通達第303号) (注 農学研究科専攻増設(農産製造学専攻を農芸化学専攻(博士前期課程)に名称変更し、農芸化学専攻(博士後期課程)、農学専攻(修士課程)及び農業経済学専攻(修士課程)を増設)に伴う改正及び別表1の法学・政治経済学研究科の授業科目の新設等の改正)

附 則

1 この改正は、昭和54年4月1日から施行する。ただし、別表2の改正は、昭和54年1月29日から施行する。

2 別表2の改正施行の際現に在学する者に係る学費の額は、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(通達第314号)(注 教員免許状取得資格の明示及びそれに伴う別表3の新設並びに別表2の授業料等の学費改定に伴う改正)

附 則

この改正は、昭和54年4月1日から施行する。

(注 政治経済学・経営学・農学研究科の授業科目変更による改正)

附 則

この改正は、昭和55年4月1日から施行する。

(注 別表1の工学研究科の授業科目単位数の変更及び農学研究科の授業科目名称の変更、増設等)

附 則

1 この改正は、昭和55年6月23日から施行する。

2 この改正施行の際現に在学する者に係る学費(入学試験料を除く。)の額は、なお従前の例による。

(通達第337号)(注 別表2の入学試験料の改定に伴う改正)

附 則

この改正は、昭和56年4月1日から施行する。

(注 別表1政治経済学・経営学・工学研究科の授業科目の増設等及び文学研究科博士前期課程・博士後期課程の授業科目を同一表による表示に改正)

附 則

この改正は、昭和57年4月1日から施行する。

(注 別表1政治経済学研究科の授業科目の増設、工学研究科の授業科目・単位数の変更、農学研究科の授業科目の増設・履修方法の変更による改正)

附 則

この改正は、昭和58年1月1日から施行する。

(通達第400号)(注 別表2の入学試験料の改定に伴う改正)

附 則

この改正は、昭和58年4月1日から施行する。

(注 別表1政治経済学研究科(博士前期課程)の授業科目を新設・廃止、経営学研究科(博士前期課程)の授業科目の分野別区分を体系別区分に改め、授業科目の新設・廃止・履修方法を変更、同研究科博士後期課程の授業科目の名称を廃止・再編成、農学研究科(修)の授業科目の新設・変更に伴う改正)

附 則

この改正は、昭和59年4月1日から施行する。

(注 別表1 政治経済学研究科(博士前期課程)及び経営学研究科(博士前期課程)の授業科目の変更)

附 則

この改正は、昭和59年1月1日から施行する。

(通達第423号) (注 別表2の入学試験料の改定に伴う改正)

附 則

この改正は、昭和59年4月1日から施行する。

(通達第426号) (注 授業科目変更による改正)

附 則

この改正は、昭和59年4月1日から施行する。

(通達第431号) (注 留学生の送出し及び研究生等に関する規定の新設並びに各研究科ごとの総定員の表示整備等に伴う改正)

附 則

1 この改正は、昭和60年1月1日から施行する。ただし、第59条の改正規定は、昭和60年4月1日から施行する。

2 この改正施行の際、現に在学する者に係る学費の額は、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(通達第465号) (注 記念図書館の完成により、図書館大学院分室が廃止されたことに伴う当該条項の改正並びに別表2の授業料等の学費改定に伴う改正)

附 則

この改正は、昭和60年4月1日から施行する。

(注 別表1 商学研究科の授業科目の新設・履修方法の改正、政治経済学研究科の授業科目の新設、文学研究科の授業科目の変更及び履修方法の全部改正並びに農学研究科の授業科目変更に伴う改正)

附 則

1 この改正は、昭和61年4月1日から施行する。

2 この改正による工学研究科の各総定員及び合計総定員並びに合計数は、昭和62年度以降のものとし、昭和61年度については、次のとおりとする。

(通達第499号)

博士課程

研究科	専攻	博士前期課程 総定員	博士後期課程 総定員	合計 総定員

よる。

- 3 第7条の改正規定に定める博士前期課程及び博士後期課程の総学生定員は、1992年度（平成4年度）以降のものとし、1990年度（平成2年度）及び1991年度（平成3年度）の年度別総学生定員は、次のとおりとする。

	博士前期課程 総定員	博士後期課程 総定員	合計総定員
1990年度	618	205	823
1991年度	634	209	843

（通達第632号）（注 農学研究科農学専攻及び農業経済学専攻に博士課程を増設することに伴う当該条項の改正、条文の整理並びに別表1中農学研究科の授業科目の改正及び別表2の学費の表の整理）

附 則（1989年規則第4号）

この学則は、1990年（平成2年）4月1日から施行する。ただし、別表2中施設設備費を教育充実費に名称を改める改正規定は、1990年度（平成2年度）入学者についても適用する。

（通達第635号）（注 学費の項目中、施設設備費を教育充実費とする名称変更に伴う本則の当該条項等の改正及び別表2の項目の改正）

附 則（1989年規則第9号）

この学則は、1990年（平成2年）4月1日から施行する。

（通達第642号）（注「教育職員免許法」等の改正施行に伴う本則の当該条項の改正及び別表3の免許状の種類・教科等の改正並びに別表1法学研究科、政治経済学研究科の授業科目の新設）

附 則

この学則は、1991年（平成3年）4月1日から施行する。

（注 別表1中政治経済学研究科、経営学研究科の授業科目の新設、配当変更、履修方法の改正）

附 則（1991年規則第3号）

（施行期日等）

- 1 この学則は、1992年（平成4年）4月1日から施行し、改正後の第34条の規定は1991年（平成3年）7月1日から、改正後の別表2の規定は1992年（平成4年）1月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 この学則施行の日の前日において在学する者に係る学費の額については、

なお従前の例による。

(通達第684号)(注 学校教育法、大学院設置基準等の法令の改正施行並びに入学試験料及び学費等の改正に伴う本則及び別表2の改正)

附 則 (1992年規則第5号)

(施行期日)

- この学則は、1993年(平成5年)4月1日から施行する。
(工学研究科に在学する学生に係る授業料等に関する経過措置)
- この学則施行の際、現に工学研究科に在学する学生に係る授業料その他所定の学費の額については、当該学生が在学する間、なお従前の例による。
(理工学研究科の収容定員に関する経過措置)
- 本大学院の収容定員のうち、理工学研究科博士課程及び修士課程に係る収容定員については、改正後の第7条の規定にかかわらず、1993年度(平成5年度)及び1994年度(平成6年度)においては、それぞれ次のとおりとする。

(1) 博士課程

研究科	専 攻	収 容 定 員					
		1993年度 (平成5年度)			1994年度 (平成6年度)		
		博士前 期課程	博士後 期課程	合計収 容定員	博士前 期課程	博士後 期課程	合計収 容定員
理工学 研究科	電気工学専攻	42	6	48	84	12	96
	機械工学専攻	49	7	56	98	14	112
	建築学専攻	35	5	40	70	10	80
	工業化学専攻	25	5	30	50	10	60
	計	151	23	174	302	46	348

(2) 修士課程

研究科	専 攻	収 容 定 員	
		1993年度(平成5年度)	
理工学 研究科	基礎理工学専攻	50	

(通達第722号)(注 1993年3月19日文科大臣認可 理工学研究科設置に伴う本則及び別表1から別表3までの改正並びに法学研究科、政治経済学研究科及び農学研究科の授業科目の新設、廃止、名称変更、配置変更等に伴う別表1の改正)

附 則 (1993年度規則第4号)

この学則は、1994年（平成6年）4月1日から施行する。

（通達第763号）（注 各研究科（文学・理工学研究科を除く。）の授業科目の廃止、新設、配置変更等のための別表1の改正、聴講生及び研究生に係る入学金等の改定のための別表2の改正並びに高等学校教諭専修免許状の教科の「社会」を、「地理歴史」及び「公民」とする課程認定申請のための別表3の改正）

附 則（1994年度規則第4号）

（施行期日）

1 この学則は、1995年（平成7年）4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この学則の施行の際、現に理工学研究科基礎理工学専攻の修士課程に在学する学生については、当該学生が在学する間、なお従前の例による。

3 本大学院の収容定員のうち、理工学研究科に係る収容定員については、改正後の第7条の規定にかかわらず、1995年度（平成7年度）及び1996年度（平成8年度）においては、次のとおりとする。

研 究 科	専 攻	収 容 定 員					
		1995年度 (平成7年度)			1996年度 (平成8年度)		
		博士前 期課程	博士後 期課程	合計収 容定員	博士前 期課程	博士後 期課程	合計収 容定員
理 工 学 研 究 科	電気工学専攻	84	18	102	84	18	102
	機械工学専攻	98	21	119	98	21	119
	建築学専攻	70	15	85	70	15	85
	工業化学専攻	50	15	65	50	15	65
	基礎理工学専攻	50	10	60	100	20	120
	計	352	79	431	402	89	491

（通達第794号）（注 1995年3月16日文科大臣認可 理工学研究科基礎理工学専攻博士課程の設置に伴う本則及び別表1の改正）

附 則（1994年度規則第6号）

（施行期日等）

1 この学則は、1995年（平成7年）4月1日から施行し、改正後の別表2の規定は、1995年度（平成7年度）入学者から適用する。

（経過措置）

2 この学則の施行の日の前日において在学する者に係る学費の額については、なお従前の例による。

（通達第800号）（注 法学研究科、経営学研究科及び文学研究科の授業科目の統合、新

設等のための別表 1 の改正並びに学費等の改定に伴う別表 2 の改正)

附 則 (1994年度規則第8号)

この学則は、1995年(平成7年)4月1日から施行する。

(通達第802号)(注 農学研究科農業経済学専攻において取得できる免許教科が中学校の「社会」及び高等学校の「公民」に改められたことに伴う別表3の改正)

附 則 (1995年度規則第5号)

この学則は、1996年(平成8年)4月1日から施行する。

(通達第849号)(注 授業科目の新設及び配置変更並びに学費等の改定に伴う別表の改正)

附 則 (1995年度規則第9号)

この学則は、1996年(平成8年)4月1日から施行する。

(注 農学研究科における授業科目の配置変更に伴う別表1の改正)

附 則 (1996年度規則第3号)

この学則は、1997年(平成9年)4月1日から施行する。

(通達第901号)(注 各研究科(理工学研究科を除く。)の授業科目の廃止、新設、配置変更並びに学費等の改定に伴う別表の改正)

附 則 (1997年度規則第2号)

(施行期日)

- 1 この学則は、1998年(平成10年)4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この学則による改正後の別表1の規定(政治経済学研究科博士前期課程及び博士後期課程並びに理工学研究科博士前期課程・博士後期課程に係る部分に限る。)は、この学則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に政治経済学研究科博士前期課程及び博士後期課程並びに理工学研究科博士前期課程及び博士後期課程の第1年次に入学する者から適用し、施行日の前日において当該課程に在学する者に係る教育課程については、なお従前の例による。
- 3 この学則による改正後の別表2の教育充実費に係る規定は、施行日の前日において在学する者(1994年度(平成6年度)以前の入学者を除く。)についても適用する。

(通達第939号)(注 明治大学学則の外国人留学生に関する改正、各研究科(工学研究科を除く。)の授業科目の新設、統合廃止等並びに学費等の改定に伴う本則及び別表の改正)

附 則 (1998年度規則第2号)

(施行期日)

- 1 この学則は、1999年(平成11年)4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 本大学院の収容定員のうち、文学研究科史学専攻博士前期課程及び博士後期課程に係る収容定員については、改正後の第7条の規定にかかわらず、1999年度(平成11年度)及び2000年度(平成12年度)(博士後期課程のみ)においては、それぞれ次のとおりとする。

	博士前期課程	博士後期課程	合計収容定員
1999年度(平成11年度)	40	12	52

	博士後期課程	合計収容定員
2000年度(平成12年度)	15	65

(通達第981号)(注 文学研究科史学専攻に係る入学定員及び収容定員の増員に伴う当該部分の改正)

附 則 (1998年度規則第4号)

(施行期日)

- 1 この学則は、1999年(平成11年)4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この学則による改正後の別表1の規定は、この学則の施行の日(以下この項において「施行日」という。)以後に当該研究科の博士前期課程又は博士後期課程の第1年次に入学する者から適用し、施行日の前日において在学する者(次項において「在学生」という。)に係る教育課程については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、改正後の別表1の規定による授業科目のうち、当該研究科委員会が認めたものについては、在学生であっても、これを履修することができるものとする。

(通達第990号)(注 各研究科(工学・理工学研究科を除く。)の授業科目の新設、廃止、配置変更等及び学費等の改定に伴う別表の改正)

附 則 (1999年度規則第9号)

この学則は、2000年(平成12年)4月1日から施行する。

(通達第1044号)(注 客員教員制度の導入に伴う当該部分の改正)

附 則 (1999年度規則第11号)

(施行期日)

- 1 この学則は、2000年(平成12年)4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この学則による改正後の別表1の規定（理工学研究科博士前期課程及び博士後期課程に係る部分を除く。）は、この学則の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後に第1年次に入学する者から適用し、施行日の前日において在学する者（以下「在學生」という。）に係る教育課程については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、法学、商学、経営学及び文学研究科においては、改正後の別表1の規定による授業科目のうち、当該研究科委員会が認めたものについては、在學生であっても、これを履修することができるものとする。

4 この学則による改正後の別表2の規定は、在學生（1994年度（平成6年度）以前の入学者を除く。）についても適用する。

（通達第1046号）（注 学部履修生制度の導入、修士学位を授与する要件の変更、所定の要件を満たした博士前期課程を修了していない者に対する博士後期課程への入学資格の付与、在学年数を超えた者を退学として取り扱うこと、研究指導担当者の名称変更、カリキュラムの改定並びに学費の改定に伴う本則及び別表の改正）

附 則（2000年度規則第2号）

（施行期日）

1 この学則は、2001年（平成13年）4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この学則による改正後の別表1の規定は、この学則の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後に第1年次に入学する者から適用し、施行日の前日において在学する者（次項において「在學生」という。）に係る教育課程については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、法学研究科、商学研究科、政治経済学研究科及び経営学研究科においては、改正後の別表1の規定による授業科目のうち、当該研究科委員会が認めたものについては、在學生であっても、これを履修することができる。

（通達第1100号）（注 カリキュラムの改定並びに学費の改定に伴う別表の改正）

附 則（2001年度規則第2号）

（施行期日）

1 この学則は、2002年（平成14年）4月1日から施行する。

（経過措置）

2 本大学院の収容定員のうち、経営学研究科経営学専攻博士前期課程及び博士後期課程に係る収容定員については、改正後の第7条の規定にかかわらず、2002年度（平成14年度）及び2003年度（平成15年度）

(博士後期課程のみ) においては、それぞれ次のとおりとする。

	博士前期 課 程	博士後期 課 程	合計収容 定 員
2002年度(平成14年度)	65	18	83

	博士後期課程	合計収容 定 員
2003年度(平成15年度)	21	101

3 この学則による改正後の別表1の規定は、この学則の施行の日(以下この項において「施行日」という。)以後に経営研究科博士前期課程の第1年次に入学する者から適用し、施行日の前日において同課程に在学する者(次項において「在學生」という。)にかかわる教育課程については、なお従前の例による。

4 前項の規定にかかわらず、改正後の別表1の規定による授業科目のうち、経営学研究科委員会が認めたものについては、在學生であってもこれを履修することができるものとする。

(通達第1128号)(注 経営学研究科経営学専攻の入学定員及び収容定員の変更に伴う本則の改正及び同研究科博士前期課程の講義科目半期2単位制に伴う別表1の改正並びに入学資格要件を学校教育法及び同施行規則に合わせるため並びに用事・用語を整理・統一するための本則の改正)

附 則 (2001年度規則第6号)

(施行期日)

1 この学則は、2002年(平成14年)4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この学則による改正後の別表1の規定は、前項の施行日以後に第1年次に入学する者から適用し、前項の施行日の前日において在学する者(次項において「在學生」という。)に係る教育課程については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、法学研究科及び商学研究科においては、改正後の別表1の規定による授業科目のうち、当該研究科委員会が認めたものについては、在學生であっても、これを履修することができる。

(通達第1154号)(注 科目等履修生制度の導入に伴う本則及び別表の改正並びに各研究科(文学研究科を除く。)の授業科目の新設、廃止、名称変更及び学費の改定に伴う別表

の改正)

附 則 (2002年度規則第2号)

この学則は、2002年(平成14年)10月28日から施行する。
(通達第1182号)(注 2002年10月28日文部科学大臣認可 工学研究科の廃止に伴う本則及び別表の当該部分の改正)

附 則 (2002年度規則第4号)

(施行期日)

- 1 この学則は、2003年(平成15年)4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 本大学院の収容定員のうち、理工学研究科博士前期課程並びに農学研究科博士前期課程及び博士後期課程に係る収容定員については、改正後の第7条の規定にかかわらず、2003年度(平成15年度)及び2004年度(平成16年度)(農学研究科博士後期課程のみ)においては、それぞれ次のとおりとする。

2003年度(平成15年度)

	博士前期課程	博士後期課程	合計収容定員
農 学 研 究 科	62	20	82
理 工 学 研 究 科	505		604

2004年度(平成16年度)

	博士前期課程	博士後期課程	合計収容定員
農 学 研 究 科		22	94

- 3 改正後の別表1の規定による授業科目のうち、農学研究科委員会が認めたものについては、第1項の施行日以前から農学研究科に在学する者であっても、これを履修することができるものとする。

(通達第1192号)(注 2002年12月19日文部科学大臣承認 農学研究科生命科学専攻の設置及び理工学研究科の収容定員の変更に伴う本則及び別表1の改正)

附 則 (2002年度規則第6号)

この学則は、2003年(平成15年)4月1日から施行する。
(通達第1206号)(注 農学研究科生命科学専攻における「理科」の中学校教諭及び高等学校教諭の専修免許状の課程認定に伴う改正)

附 則 (2002年度規則第9号)

(施行期日)

- 1 この学則は、2003年(平成15年)4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この学則による改正後の別表1の規定(商学研究科に係る部分は除く。)は、この学則の施行日以後に第1年次に入学する者から適用し、同施行日の前日において在学する者(次項において「在學生」という。)に係る教育課程については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、法学研究科、政治経済学研究科、経営学研究科、文学研究科及び農学研究科においては、改正後の別表1の規定による授業科目のうち、当該研究科委員会が認めたものについては、在學生であっても、これを履修することができるものとする。

(通達第1215号) (カリキュラムの改定及び学費の改定に伴う改正)

附 則 (2003年度規則第3号)

この学則は、2004年(平成16年)4月1日から施行する。

(通達第1241号) (注 ガバナンス研究科ガバナンス専攻(修)及びグローバル・ビジネス研究科グローバル・ビジネス専攻(専)の設置並びにこれに伴う修士課程及び専門職学位課程に係る規定の新設その他の整理並びに法科大学院の設置に伴う委任規定の新設等に伴う改正)

附 則 (2003年度規則第11号)

(施行期日)

- 1 この学則は、2004年(平成16年)4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この学則による改正後の別表1の規定(商学研究科に係る部分は除く。)は、この学則の施行日以後に第1年次に入学する者から適用し、施行日の前日において在学する者(次項において「在學生」という。)に係る教育課程については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、法学研究科、経営学研究科及び文学研究科においては、改正後の別表1の規定による授業科目のうち、当該研究科委員会が認めたものについては、在學生であっても、これを履修することができるものとする。

(通達第1289号) (注 研究科教授会、研究科長の設置、修了要件等の整備、休日及び休業日における授業実施に係る規定の設置、学費の納入に係る規定の整備、休学中の授業料減免に関する規定の削除、カリキュラムの改定並びに学費の改定に伴う本則及び別表の改正)

附 則 (2003年度規則第12号)

(施行期日)

- 1 この学則は、2005年(平成17年)4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この学則による改正後の第29条ただし書の規定は、この学則の施行日以後に理工学研究科の第1年次に入学する者から適用し、施行日の前日において同研究科に在学する者に係る成績の表示については、なお従前の例による。

(通達第1289号)(注 理工学研究科において、成績表示を英字表記にするための改正)

附 則 (2004年度規則第1号)

この学則は、2005年(平成17年)4月1日から施行する。

(通達第1305号)(注 政治経済学研究科の博士前期課程政治学専攻並びに博士後期課程政治学専攻及び経済学専攻の収容定員を増員するための改正)

附 則 (2004年度規則第3号)

(施行期日)

- 1 この学則は、2005年(平成17年)4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この学則による改正後の別表1の規定(文学研究科に係る部分に限る。)は、この学則の施行日以後に第1年次に入学する者から適用し、施行日の前日において在学する者(次項において「在学生」という。)に係る教育課程については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、改正後の別表1の規定による授業科目のうち、文学研究科委員会が認めたものについては、在学生であっても、これを履修することができるものとする。

(通達第1308号)(注 文学研究科日本文学専攻及び史学専攻の授業科目の新設及び名称変更並びにガバナンス研究科及びグローバル・ビジネス研究科の修了要件の変更を行うための改正)

附 則 (2004年度規則第5号)

(施行期日)

- 1 この学則は、2005年(平成17年)4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表1の規定(文学研究科に係る部分に限る。)による授業科目のうち、文学研究科委員会が認めたものについては、この学則の施行日の前日において文学研究科に在学する者であっても、これを履修することができるものとする。

(通達第1322号)(注 会計専門職大学院会計専門職専攻(専)及び文学研究科臨床人間学専攻(修)の設置に伴う本則及び別表1の改正)

附 則 (2004年度規則第9号)

(施行期日)

- 1 この学則は、2005年(平成17年)4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この学則による改正後の別表1の規定(法学研究科、政治経済学研究科、文学研究科、理工学研究科及び農学研究科に係る部分に限る。)は、この学則の施行日以後に第1年次に入学する者から適用し、施行日の前日において在学する者(以下「在學生」という。)に係る教育課程については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、改正後の別表1の規定による法学研究科、政治経済学研究科及び文学研究科の授業科目のうち、当該研究科委員会が認めたものについては、在學生であっても、これを履修することができるものとする。

(通達第1352号)(注 カリキュラム及び学費の改定に伴う別表の改正)

附 則 (2004年度規則第14号)

この学則は、2005年(平成17年)4月1日から施行する。

(通達第1362号)(注 専門職大学院研究科教授会における客員教員の取扱いの変更に伴う改正)

附 則 (2004年度規則第19号)

この学則は、2005年(平成17年)4月1日から施行する。

(通達第1376号)(注 文学研究科臨床人間学専攻における「社会」の中学校教諭専修免許状及び「公民」の高等学校教諭専修免許状の課程認定に伴う改正)

附 則 (2005年度規則第2号)

この学則は、2006年(平成18年)4月1日から施行する。

(通達第1381号)(注 農学研究科の博士前期課程農芸化学専攻、農学専攻及び生命科学専攻の収容定員を増員するための改正)

附 則 (2005年度規則第3号)

(施行期日)

- 1 この学則は、2006年(平成18年)4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表1の規定中修了要件に係る部分については、この学則の施行日(以下「施行日」という。)以後に第1年次に入学する者から適用し、施行日の前日において在学する者に係る修了要件については、なお従前の例による。

(通達第1392号)(注 グローバル・ビジネス研究科に係るカリキュラムの改定に伴う別表の改正)

附 則（２００５年度規則第４号）

この学則は、２００６年（平成１８年）４月１日から施行する。
(通達第１３９９号) (注 ガバナンス研究科に係るカリキュラムの改定に伴う別表の改正)

附 則（２００５年度規則第５号）

この学則は、２００６年（平成１８年）４月１日から施行する。
(通達第１４００号) (注 理工学研究科工業化学専攻の名称変更に伴う本則及び別表の改正)

附 則（２００５年度規則第１２号）

(施行期日)

- 1 この学則は、２００６年（平成１８年）４月１日から施行する。
(経過措置)
- 2 この学則による改正後の別表１の規定（商学研究科及び会計専門職研究科に係る部分は除く。）は、この学則の施行日以後に第１年次に入学する者から適用し、施行日の前日において在学する者(以下「在學生」という。)に係る教育課程については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、改正後の別表１の規定による法学研究科及び経営学研究科の授業科目のうち、当該研究科委員会が認めたものについては、在學生であってもこれを履修することができるものとする。
(通達第１４３２号) (注 カリキュラム及び学費の改定に伴う別表の改正)

附 則（２００５年度規則第１２号）

この学則は、２００７年（平成１９年）４月１日から施行する。
(通達第１４３２号) (注 カリキュラムの改定に伴う別表の改正)

附 則（２００５年度規則第１５号）

(施行期日)

- 1 この学則は、２００６年（平成１８年）４月１日から施行する。
(経過措置)
- 2 この学則による改正後の第３０条の２の規定は、この学則の施行日（以下「施行日」という。）以後に第１年次に入学する者から適用し、施行日の前日において在学する者については、なお従前の例による。
(通達第１４４５号) (注 特任教員及び教務主任の新設、入学前に大学院において修得した単位に係る取扱いの変更等に伴う本則の改正)

附 則（２００６年度規則第４号）

(施行期日)

- 1 この学則は、２００７年（平成１９年）４月１日から施行する。

(経過措置)

- 2 この学則による改正後の第29条の規定は、この学則の施行日(以下「施行日」という。)以後に第1年次に入学する者から適用し、施行日の前日において在学する者については、なお従前の例による。

(通達第1481号)(注 学業成績表記の変更に伴う改正)

附 則 (2006年度規則第8号)

(施行期日)

- 1 この学則は、2007年(平成19年)4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この学則の施行の際、現に文学研究科臨床人間学専攻及びガバナンス研究科ガバナンス専攻の修士課程に在学する学生に係る教育課程、修了要件等については、当該学生が在学する間、なお従前の例による。
- 3 この学則による改正後の別表1の規定は、この学則の施行日以後に第1年次に入学する者から適用し、施行日の前日において在学する者(以下「在学生」という。)に係る教育課程については、なお従前の例による。
- 4 前項の規定にかかわらず、改正後の別表1の規定による文学研究科及びガバナンス研究科の授業科目のうち、文学研究科委員会又はガバナンス研究科教授会が認めたものについては、在学生であっても、これを履修することができるものとする。

(通達第1492号)(注 文学研究科臨床人間学専攻及びガバナンス研究科ガバナンス専攻の課程変更等に伴う本則及び別表の改正)

附 則 (2006年度規則第10号)

この学則は、2007年(平成19年)4月1日から施行する。

(通達第1495号)(注 学校教育法等の改正による助教授の名称変更等に伴う本則の改正)

附 則 (2006年度規則第13号)

(施行期日)

- 1 この学則は、2007年(平成19年)4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この学則による改正後の別表1及び別表1の2の規定は、この学則の施行日(以下「施行日」という。)以後に第1年次に入学する者から適用し、施行日の前日において在学する者(以下「在学生」という。)に係る教育課程については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、改正後の別表1及び別表1の2の規定による授業科目(次項において「新課程の授業科目」という。)のうち、当該研

究科委員会又は当該研究科教授会が認めたものについては、在學生であってもこれを履修することができるものとする。

- 4 前項の規定により、在學生が新課程の授業科目を履修し、修得した単位（博士後期課程の學生が修得した別表1の2に係る単位を除く。）は、当該研究科の修了に必要な単位に含めることができる。

（文学研究科臨床人間学専攻修士課程の在學生に係る学費の適用）

- 5 この学則の施行の際、現に文学研究科臨床人間学専攻修士課程に在學する者に係る2007年度（平成19年度）から2012年度（平成24年度）までの学費については、文学研究科臨床人間学専攻博士前期課程の金額を適用する。

（ガバナンス研究科ガバナンス専攻修士課程の在學生に係る学費の適用）

- 6 この学則の施行の際、現にガバナンス研究科ガバナンス専攻修士課程に在學する者に係る2007年度（平成19年度）から2012年度（平成24年度）までの学費については、次の表に定める金額を適用する。

	入学金	授業料	教育充実料
2007年度	280,000	1,000,000	230,000
2008年度	280,000	1,000,000	230,000
2009年度	280,000	1,000,000	230,000
2010年度	280,000	1,000,000	230,000
2011年度	280,000	1,000,000	230,000
2012年度	280,000	1,000,000	230,000

（通達第1523号）（注 学部を基礎とする研究科所属及び各研究科に属さない本大学院所属の特任教員等に係る規定の設置、別表1の2の新設、学校法人会計基準に準じた勘定科目名称の変更、カリキュラム及び学費の改定等に伴う改正）

附 則（2007年度規則第2号）

この学則は、2008年（平成20年）4月1日から施行する。

（通達第1552号）（注 理工学研究科新領域創造専攻の設置に伴う本則及び別表1の改正）

附 則（2007年度規則第7号）

この学則は、2008年（平成20年）4月1日から施行する。

（通達第1573号）（注 教養デザイン研究科の設置に伴う本則及び別表1の改正）

附 則（2007年度規則第8号）

この学則は、2008年（平成20年）4月1日から施行する。

（通達第1576号）（注 情報コミュニケーション研究科の設置に伴う本則及び別表1の

改正)

附 則 (2007年度規則第16号)

(施行期日)

- 1 この学則は、2008年(平成20年)4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この学則による改正後の別表3の規定は、この学則の施行日(以下「施行日」という。)以後に第1年次に入学する者から適用し、施行日の前日において在学する者に係る教育職員免許状の種類及び教科については、なお従前の例による。

(通達第1651号)(注 理工学研究科新領域創造専攻及び教養デザイン研究科教養デザイン専攻における中学校教諭専修免許状及び高等学校教諭専修免許状の課程認定並びに文学研究科演劇学専攻における教育職員免許状に係る課程認定の取下げに伴う別表の改正)

附 則 (2007年度規則第19号)

(施行期日)

- 1 この学則は、2008年(平成20年)4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この学則による改正後の別表1、別表1の2、別表1の3及び別表3の規定は、この学則の施行日(以下「施行日」という。)以後に第1年次に入学する者から適用し、施行日の前日において在学する者(以下「在學生」という。)に係る教育課程等については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、改正後の別表1、別表1の2及び別表1の3の規定による授業科目(次項において「新課程の授業科目」という。)のうち、当該研究科委員会が認めたものについては、在學生であっても、これを履修することができるものとする。
- 4 前項の規定により、在學生が新課程の授業科目を履修し、修得した単位(博士後期課程の學生が修得した別表1の2に係る単位並びに博士前期課程及び修士課程の學生が修得した別表1の3に係る単位を除く。)は、当該研究科の修了に必要な単位数に含めることができる。

(通達第1672号)(注 専門職大学院学則の制定、FDの実施に係る規定の設置、学校教育法等の改正による引用規定に係る条文番号の変更、大学院委員会及び研究科委員会に係る組織等の変更、別表1の3の新設、カリキュラム及び学費の改定等に伴う改正)

附 則 (2008年度規則第1号)

(施行期日)

- 1 この学則は、2009年(平成21年)4月1日から施行する。
(経過措置)

- 2 この学則による改正後の別表1の規定は、この学則の施行日（以下「施行日」という。）以後に第1年次に入学する者から適用し、施行日の前日において在学する者（以下「在学生」という。）に係る教育課程については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、改正後の別表1の規定による授業科目（次項において「新課程の授業科目」という。）のうち、教養デザイン研究科委員会が認めたものについては、在学生であっても、これを履修することができるものとする。
- 4 前項の規定により、在学生が新課程の授業科目を履修し、修得した単位は、当該研究科の修了に必要な単位数に含めることができる。
(通達第1698号) (注 教養デザイン研究科に係るカリキュラムの改定に伴う別表の改正)

附 則（2008年度規則第13号）

（施行期日）

- 1 この学則は、2009年（平成21年）4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この学則による改正後の別表1及び別表1の3の規定は、この学則の施行日（以下「施行日」という。）以後に第1年次に入学する者から適用し、施行日の前日において在学する者（以下「在学生」という。）に係る教育課程等については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、改正後の別表1及び別表1の3の規定による授業科目（次項において「新課程の授業科目」という。）のうち、当該研究科委員会が認めたものについては、在学生であっても、これを履修することができるものとする。
- 4 前項の規定により、在学生が新課程の授業科目を履修し、修得した単位は、当該研究科の修了に必要な単位数に含めることができる。
(通達第1790号) (注 各研究科及び各専攻の人材養成その他の教育研究上の目的に係る別表4の新設、転入学、転科及び転専攻の制度の導入、カリキュラム及び学費の改定等に伴う改正)

附 則（2009年度規則第3号）

（施行期日）

- 1 この学則は、2010年（平成22年）4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この学則による改正後の別表1の規定は、この学則の施行日（以下「施行日」という。）以後に第1年次に入学する者から適用し、施行日の前日

において在学する者（以下「在學生」という。）に係る教育課程については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、改正後の別表1の規定による授業科目（次項において「新課程の授業科目」という。）のうち、経営学研究科委員会が認めたものについては、在學生であっても、これを履修することができるものとする。

4 前項の規定により、在學生が新課程の授業科目を履修し、修得した単位は、当該研究科の修了に必要な単位数に含めることができる。

（通達第1823号）（注 経営学研究科に係るカリキュラムの改定に伴う別表の改正）

附 則（2009年度規則第4号）

（施行期日）

1 この学則は、2010年（平成22年）4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この学則の施行の際、現に理工学研究科新領域創造専攻、情報コミュニケーション研究科情報コミュニケーション学専攻及び教養デザイン研究科教養デザイン専攻の修士課程に在学する学生に係る教育課程、修了要件等については、当該学生が在学する間、なお従前の例による。

3 この学則による改正後の別表1の規定は、この学則の施行日（以下「施行日」という。）以後に第1年次に入学する者から適用し、施行日の前日において在学する者（以下「在學生」という。）に係る教育課程については、なお従前の例による。

4 前項の規定にかかわらず、改正後の別表1の規定による授業科目（次項において「新課程の授業科目」という。）のうち、当該研究科委員会が認めたものについては、在學生であっても、これを履修することができるものとする。

5 前項の規定により、在學生が新課程の授業科目を履修し、修得した単位は、当該研究科の修了に必要な単位数に含めることができる。

（通達第1826号）（注 理工学研究科新領域創造専攻、情報コミュニケーション研究科情報コミュニケーション学専攻及び教養デザイン研究科教養デザイン専攻の課程変更に伴う本則及び別表の改正）

附 則（2009年度規則第14号）

（施行期日）

1 この学則は、2010年（平成22年）4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この学則による改正後の別表3の規定は、この学則の施行日（以下「施

行日」という。)以後に第1年次に入学する者から適用し、施行日の前日において在学する者に係る教育職員免許状の種類及び教科については、なお従前の例による。

(通達第1873号)(注 情報コミュニケーション研究科情報コミュニケーション学専攻における中学校教諭専修免許状及び高等学校教諭専修免許状の課程認定に伴う別表の改正)

附 則 (2009年度規則第16号)

(施行期日)

1 この学則は、2010年(平成22年)4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この学則による改正後の別表1の規定は、この学則の施行日(以下「施行日」という。)以後に第1年次に入学する者から適用し、施行日の前日において在学する者(以下「在学生」という。)に係る教育課程等については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、改正後の別表1の規定による授業科目(次項において「新課程の授業科目」という。)のうち、当該研究科委員会が認めたものについては、在学生であっても、これを履修することができるものとする。

4 前項の規定により、在学生が新課程の授業科目を履修し、修得した単位は、当該研究科の修了に必要な単位数に含めることができる。

(理工学研究科新領域創造専攻修士課程等の在学生に係る学費の適用)

5 この学則の施行の際、現に次の課程に在学する者に係る2010年度(平成22年度)から2015年度(平成27年度)までの学費については、当該各号に掲げる課程の金額を適用する。

(1) 理工学研究科新領域創造専攻修士課程 同専攻博士前期課程

(2) 情報コミュニケーション研究科情報コミュニケーション学専攻修士課程 同専攻博士前期課程

(3) 教養デザイン研究科教養デザイン専攻修士課程 同専攻博士前期課程

(通達第1892号)(注 研究科委員長の名称を「研究科長」とすること、メディア授業の実施、カリキュラム及び学費の改定等に伴う改正)

附 則 (2010年度規則第3号)

(施行期日)

1 この学則は、2011年(平成23年)4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この学則による改正後の別表1及び別表1の3の規定は、この学則の施

行日（以下「施行日」という。）以後に第1年次に入学する者から適用し、施行日の前日において在学する者（以下「在學生」という。）に係る教育課程については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、改正後の別表1の規定による授業科目（次項において「新課程の授業科目」という。）のうち、当該研究科委員会が認めたものについては、在學生であっても、これを履修することができるものとする。

4 前項の規定により、在學生が新課程の授業科目を履修し、修得した単位は、当該研究科の修了に必要な単位数に含めることができる。

（通達第1933号）（注 先端数理科学研究科現象数理学専攻及び文学研究科文芸メディア専攻の設置に伴う本則及び別表の改正）

附 則（2010年度規則第4号）

この学則は、2011年（平成23年）4月1日から施行する。

（通達第1968号）（注 文学研究科文芸メディア専攻及び先端数理科学研究科現象数理学専攻における中学校教諭専修免許状及び高等学校教諭専修免許状の課程認定に伴う別表の改正）

附 則（2010年度規則第9号）

（施行期日）

1 この学則は、2011年（平成23年）4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この学則による改正後の別表1の規定は、この学則の施行日（以下「施行日」という。）以後に第1年次に入学する者から適用し、施行日の前日において在学する者（以下「在學生」という。）に係る教育課程については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、改正後の別表1の規定による授業科目（次項において「新課程の授業科目」という。）のうち、当該研究科委員会が認めたものについては、在學生であっても、これを履修することができるものとする。

4 前項の規定により、在學生が新課程の授業科目を履修し、修得した単位は、当該研究科の修了に必要な単位数に含めることができる。

（通達第1981号）（注 休学在籍料の導入、修士課程の新設、カリキュラム及び学費の改定等に伴う附則及び別表の改正）

附 則（2010年度規則第14号）

（施行期日）

1 この学則は、2011年（平成23年）4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この学則の施行日（以下「施行日」という。）の前日において在学する者が、施行日前に休学した期間については、改正後の第45条第3項に規定する通算の休学年限には算入しないものとする。

(通達第2003号) (注 休学に係る取扱いの変更に伴う改正)

附 則 (2010年度規則第15号)

この学則は、2011年（平成23年）4月1日から施行する。

(通達第2004号) (注 入学資格等に係る規定の整備に伴う改正)

附 則 (2011年度規則第3号)

この学則は、2012年（平成24年）4月1日から施行する。

(通達第2032号) (注 国際日本学研究科国際日本学専攻の設置に伴う本則及び別表の改正)

附 則 (2011年度規則第9号)

(施行期日)

- 1 この学則は、2012年（平成24年）4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この学則による改正後の別表1の規定は、この学則の施行日（以下「施行日」という。）以後に第1年次に入学する者から適用し、施行日の前日において在学する者（以下「在学生」という。）に係る教育課程については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、改正後の別表1の規定による授業科目（次項において「新課程の授業科目」という。）のうち、当該研究科委員会が認めたものについては、在学生であっても、これを履修することができるものとする。
- 4 前項の規定により、在学生が新課程の授業科目を履修し、修得した単位は、当該研究科の修了に必要な単位数に含めることができる。

(通達第2050号) (注 カリキュラム及び学費の改定等に伴う別表・附則の改正)

附 則 (2011年度規則第13号)

(施行期日)

- 1 この学則は、2013年（平成25年）4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 理工学研究科の収容定員は、改正後の第7条の規定にかかわらず、2013年度（平成25年度）は次のとおりとする。

研究科	専 攻	収 容 定 員
-----	-----	---------

		博士前期 課 程	博士後期 課 程	合計収容 定 員
理 工 学 研 究 科	電 気 工 学 専 攻	1 5 0	1 8	1 6 8
	機 械 工 学 専 攻	1 5 4	2 1	1 7 5
	建 築 学 専 攻	1 3 2	1 5	1 4 7
	応 用 化 学 専 攻	7 0	1 5	8 5
	基 礎 理 工 学 専 攻	1 2 2	3 0	1 5 2
	新 領 域 創 造 専 攻	8 5	1 5	1 0 0
	計	7 1 3	1 1 4	8 2 7

(通達第2068号) (注 理工学研究科建築学専攻博士前期課程及び新領域創造専攻博士前期課程の入学定員及び収容定員の変更に伴う改正)

附 則 (2012年度規則第1号)

(施行期日)

- 1 この学則は、2013年(平成25年)4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この学則による改正後の別表1及び別表4の規定は、この学則の施行日(以下「施行日」という。)以後に第1年次に入学する者から適用し、施行日の前日において在学する者(以下「在学生」という。)に係る教育課程については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、改正後の別表1の規定による授業科目(次項において「新課程の授業科目」という。)のうち、理工学研究科委員会が認めたものについては、在学生であっても、これを履修することができるものとする。
- 4 前項の規定により、在学生が新課程の授業科目を履修し、修得した単位は、当該研究科の修了に必要な単位数に含めることができる。

(通達第2075号) (注 理工学研究科に係るカリキュラムの改定に伴う別表の改正)

附 則 (2012年度規則第8号)

(施行期日)

- 1 この学則は、2013年(平成25年)4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この学則による改正後の別表1、別表1の3、別表3及び別表4の規定は、この学則の施行日(以下「施行日」という。)以後に第1年次に入学する者から適用し、施行日の前日において在学する者(以下「在学生」という。)に係る教育課程等については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、改正後の別表1の規定による授業科目(次項

において「新課程の授業科目」という。)のうち、当該研究科委員会が認めたものについては、在學生であっても、これを履修することができるものとする。

- 4 前項の規定により、在學生が新課程の授業科目を履修し、修得した単位は、当該研究科の修了に必要な単位数に含めることができる。

(通達第2150号)(注 特別聴講學生の新設並びにカリキュラム及び学費の改定等に伴う本則、附則及び別表の改正)

附 則 (2012年度規則第13号)

この学則は、2013年(平成25年)4月1日から施行する。

(通達第2179号)(注 博士論文研究基礎力審査合格者を博士後期課程の入学資格に加えること並びに履修の届出方法及び学位論文提出のための再入学に係る在学期間要件の変更に伴う改正)

附 則 (2012年度規則第14号)

(施行期日)

- 1 この学則は、2014年(平成26年)4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第7条の規定にかかわらず、2014年度(平成26年度)における法学研究科の収容定員は、次のとおりとする。

研究科	専攻	収容定員		
		博士前期課程	博士後期課程	合計収容定員
法学研究科	公法学専攻	45	18	63
	民事法学専攻	45	18	63
	計	90	36	126

(通達第2180号)(注 法学研究科の収容定員の変更に伴う本則の改正)

附 則 (2013年度規則第2号)

(施行期日)

- 1 この学則は、2014年(平成26年)4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この学則の施行の際、現に国際日本学研究科国際日本学専攻の修士課程に在学する學生に係る教育課程、修了要件等については、当該學生が在学する間、なお従前の例による。

- 3 この学則による改正後の別表1の規定は、この学則の施行日(以下「施行日」という。)以後に第1年次に入学する者から適用し、施行日の前日において在学する者に係る教育課程については、なお従前の例による。

(通達第 2 1 9 3 号) (注 国際日本学研究科国際日本学専攻の課程変更に伴う本則及び別表の改正)

附 則 (2013年度規則第3号)

この学則は、2014年(平成26年)4月1日から施行する。

(通達第 2 1 9 7 号) (注 博士論文研究基礎力審査の合格を博士前期課程又は修士課程の修了要件に加えることに伴う本則の改正)

附 則 (2013年度規則第4号)

この学則は、2014年(平成26年)4月1日から施行する。

(通達第 2 2 1 4 号) (注 グローバル・ガバナンス研究科の設置に伴う本則及び別表の改正)

附 則 (2013年度規則第6号)

(施行期日)

- 1 この学則は、2014年(平成26年)4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この学則による改正後の別表1及び別表4の規定は、この学則の施行日(以下「施行日」という。)以後に第1年次に入学する者から適用し、施行日の前日において在学する者(以下「在学生」という。)に係る教育課程については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、改正後の別表1の規定による授業科目(次項において「新課程の授業科目」という。)のうち、当該研究科委員会が認めたものについては、在学生であっても、これを履修することができるものとする。
- 4 前項の規定により、在学生が新課程の授業科目を履修し、修得した単位は、当該研究科の修了に必要な単位数に含めることができる。
(国際日本学研究科国際日本学専攻修士課程の在学生に係る学費の適用)
- 5 この学則の施行の際、現に国際日本学研究科国際日本学専攻修士課程に在学する者に係る2014年度(平成26年度)から2018年度(平成30年度)までの学費については、国際日本学研究科国際日本学専攻博士前期課程の金額を適用する。

(通達第 2 2 3 0 号) (注 カリキュラム及び学費の改定等に伴う附則及び別表の改正)

附 則 (2013年度規則第11号)

この学則は、2014年(平成26年)4月1日から施行する。

(通達第 2 2 4 6 号) (注 学期名称の変更等に伴う改正)

附 則 (2014年度規則第8号)

この学則は、2015年(平成27年)4月1日から施行する。

(通達第2297号) (注 聴講生に係る聴講期間の変更に伴う改正)

附 則 (2014年度規則第9号)

(施行期日)

- 1 この学則は、2015年(平成27年)4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この学則による第23条第3項の改正規定及び別表1の3を削る改正規定は、この学則の施行日(以下「施行日」という。)以後に第1年次に入学する者から適用し、施行日の前日において在学する者に係る教育課程については、なお従前の例による。

(通達第2298号) (注 別表1の3を削除することに伴う改正)

附 則 (2014年度規則第16号)

(施行期日)

- 1 この学則は、2015年(平成27年)4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この学則による改正後の別表1及び別表4の規定は、この学則の施行日(以下「施行日」という。)以後に第1年次に入学する者から適用し、施行日の前日において在学する者(以下「在学生」という。)に係る教育課程については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、改正後の別表1の規定による授業科目(次項において「新課程の授業科目」という。)のうち、当該研究科委員会が認めたものについては、在学生であっても、これを履修することができるものとする。
- 4 前項の規定により、在学生が新課程の授業科目を履修し、修得した単位は、当該研究科の修了に必要な単位数に含めることができる。

(通達第2309号) (注 カリキュラム及び学費の改定等に伴う附則及び別表の改正)

附 則 (2014年度規則第18号)

この学則は、2015年(平成27年)4月1日から施行する。

(通達第2316号) (注 学校教育法の改正により研究科委員会及び大学院委員会の議決事項を変更することに伴う本則の改正)

附 則 (2015年度規則第12号)

(施行期日)

- 1 この学則は、2016年(平成28年)4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この学則による改正後の別表1の規定は、この学則の施行日(以下「施行日」という。)以後に第1年次に入学する者から適用し、施行日の前日

において在学する者（以下「在學生」という。）に係る教育課程については、なお従前の例による。

- 3 前項の規定にかかわらず、改正後の別表1の規定による授業科目（次項において「新課程の授業科目」という。）のうち、当該研究科委員会が認めたものについては、在學生であっても、これを履修することができるものとする。
- 4 前項の規定により、在學生が新課程の授業科目を履修し、修得した単位は、当該研究科の修了に必要な単位数に含めることができる。

（通達第2377号）（注 カリキュラム及び学費の改定等に伴う附則及び別表の改正）

附 則（2015年度規則第13号）

（施行期日）

- 1 この学則は、2017年（平成29年）4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この学則の施行の際、現に理工学研究科建築学専攻、基礎理工学専攻及び新領域創造専攻の博士課程に在学する学生に係る教育課程、修了要件等については、当該学生が在学する間、なお従前の例による。
- 3 改正後の第7条の規定にかかわらず、2017年度（平成29年度）及び2018年度（平成30年度）における理工学研究科及び先端数理科学研究科の収容定員は、次のとおりとする。

2017年度（平成29年度）

研究科	専攻	収容定員		
		博士前期課程	博士後期課程	合計収容定員
理工学研究科	電気工学専攻	157	18	175
	機械工学専攻	163	21	184
	建築学専攻	76	10	86
	建築・都市学専攻	80	7	87
	応用化学専攻	75	15	90
	基礎理工学専攻	61	20	81
	新領域創造専攻	35	10	45
	情報科学専攻	40	3	43
	数学専攻	15	3	18
	物理学専攻	16	3	19
	計	718	110	828

先端数理 科学研究科	現象数理学専攻	35	15	50
	先端メディアサイエンス専攻	45	6	51
	ネットワークデザイン専攻	36	3	39
	計	116	24	140

2018年度（平成30年度）

研究科	専攻	収容定員		
		博士前期 課程	博士後期 課程	合計収 容定員
理工学 研究科	電気工学専攻	164	18	182
	機械工学専攻	172	21	193
	建築学専攻	0	5	5
	建築・都市学専攻	160	14	174
	応用化学専攻	80	15	95
	基礎理工学専攻	0	10	10
	新領域創造専攻	0	5	5
	情報科学専攻	80	6	86
	数学専攻	30	6	36
	物理学専攻	32	6	38
	計	718	106	824
先端数理 科学研究科	現象数理学専攻	40	15	55
	先端メディアサイエンス専攻	90	12	102
	ネットワークデザイン専攻	72	6	78
	計	202	33	235

4 この学則による改正後の別表1及び別表4の規定は、この学則の施行日（以下「施行日」という。）以後に第1年次に入学する者から適用し、施行日の前日において在学する者（以下「在学生」という。）に係る教育課程等については、なお従前の例による。

5 前項の規定にかかわらず、改正後の別表1の規定による授業科目（次項において「新課程の授業科目」という。）のうち、当該研究科委員会が認めたものについては、在学生であっても、これを履修することができるものとする。

6 前項の規定により、在学生が新課程の授業科目を履修し、修得した単位は、当該研究科の修了に必要な単位数に含めることができる。

（通達第2378号）（注 理工学研究科及び先端数理科学研究科に係る専攻の廃止及び設置に伴う本則及び別表の改正）

附 則（2016年度規則第1号）

(施行期日)

- 1 この学則は、2017年(平成29年)4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この学則による改正後の別表1の規定は、この学則の施行日(以下「施行日」という。)以後に第1年次に入学する者から適用し、施行日の前日において在学する者に係る教育課程については、なお従前の例による。

(通達第2397号)(注 理工学研究科に係る専攻の廃止及び設置に伴う別表1の改正)

附 則 (2016年度規則第6号)

この学則は、2017年(平成29年)4月1日から施行する。

(通達第2441号)(注 学校教育法施行規則の改正による各研究科の方針に係る規定の設定及び入学資格に係る規定の追加、教育方法の特例に係る規定の設定並びに機構名称の変更に伴う本則の改正)

附 則 (2016年度規則第10号)

(施行期日)

- 1 この学則は、2017年(平成29年)4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この学則による改正後の別表3の規定は、この学則の施行日(以下「施行日」という。)以後に第1年次に入学する者から適用し、施行日の前日において在学する者に係る教育職員免許状の種類及び教科については、なお従前の例による。

(通達第2448号)(注 理工学研究科基礎理工学専攻における教育職員免許状に係る課程認定の取下げ、理工学研究科数学専攻及び物理学専攻並びに先端数理科学研究科先端メディアサイエンス専攻の設置における中学校教諭専修免許状及び高等学校教諭専修免許状の課程認定に伴う別表の改正)

附 則 (2016年度規則第12号)

(施行期日)

- 1 この学則は、2017年(平成29年)4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この学則による改正後の別表1及び別表4の規定は、この学則の施行日(以下「施行日」という。)以後に第1年次に入学する者から適用し、施行日の前日において在学する者(以下「在学生」という。)に係る教育課程については、なお従前の例による。

- 3 前項の規定にかかわらず、改正後の別表1の規定による授業科目(次項において「新課程の授業科目」という。)のうち、当該研究科委員会が認めたものについては、在学生であっても、これを履修することができるも

のとする。

- 4 前項の規定により、在学生在が新課程の授業科目を履修し、修得した単位は、当該研究科の修了に必要な単位数に含めることができる。

(通達第2450号) (注 カリキュラム、人材養成その他教育研究上の目的及び学費の改定等に伴う附則及び別表の改正)

附 則 (2017年度規則第4号)

この学則は、2018年(平成30年)4月1日から施行する。

(通達第2481号) (注 学費の改定等に伴う別表の改正)

附 則 (2017年度規則第11号)

この学則は、2018年(平成30年)4月1日から施行する。

(通達第2511号) (注 博士後期課程の再入学の起点を変更することに伴う改正)

附 則 (2017年度規則第14号)

(施行期日)

- 1 この学則は、2018年(平成30年)4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この学則による改正後の別表1及び別表4の規定は、この学則の施行日(以下「施行日」という。)以後に第1年次に入学する者から適用し、施行日の前日において在学する者(以下「在学生在」という。)に係る教育課程については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、改正後の別表1の規定による授業科目(次項において「新課程の授業科目」という。)のうち、当該研究科委員会が認めたものについては、在在生であっても、これを履修することができるものとする。

- 4 前項の規定により、在在生が新課程の授業科目を履修し、修得した単位は、当該研究科の修了に必要な単位数に含めることができる。

(通達第2519号) (注 カリキュラムの改定等に伴う別表の改正)

附 則 (2017年度規則第16号)

この学則は、2018年(平成30年)4月1日から施行する。

(通達第2524号) (注 法科大学院法務研究科を専門職大学院法務研究科に改組することに伴う改正)

附 則 (2018年度規則第2号)

この学則は、2019年(平成31年)4月1日から施行する。

(通達第2566号) (注 学費の改定等に伴う別表の改正)

附 則 (2018年度規則第6号)

この学則は、2019年4月1日から施行し、改正後の規定は、この学則

の施行日以降に再入学する者から適用する。

(通達第2606号)(注 学位論文提出のための再入学に係る在学期間を規定することに伴う改正)

附 則 (2018年度規則第10号)

(施行期日)

- 1 この学則は、2019年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この学則による改正後の別表1及び別表4の規定は、この学則の施行日(以下「施行日」という。)以後に第1年次に入学する者から適用し、施行日の前日において在学する者(以下「在學生」という。)に係る教育課程については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、改正後の別表1の規定による授業科目(次項において「新課程の授業科目」という。)のうち、当該研究科委員会が認めたものについては、在學生であっても、これを履修することができるものとする。
- 4 前項の規定により、在學生が新課程の授業科目を履修し、修得した単位は、当該研究科の修了に必要な単位数に含めることができる。

(通達第2610号)(注 カリキュラム及び人材養成その他教育研究上の目的の改定等に伴う別表の改正)

附 則 (2019年度規則第3号)

この学則は、2020年4月1日から施行する。

(通達第2648号)(注 学費の決定に伴う別表の改正)

附 則 (2019年度規則第6号)

(施行期日)

- 1 この学則は、2020年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この学則による改正後の別表1及び別表1の2の規定は、この学則の施行日(以下「施行日」という。)以後に第1年次に入学する者から適用し、施行日の前日において在学する者(以下「在學生」という。)に係る教育課程については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、改正後の別表1及び別表1の2の規定による授業科目(次項において「新課程の授業科目」という。)のうち、当該研究科委員会が認めたものについては、在學生であっても、これを履修することができるものとする。
- 4 前項の規定により、在學生が新課程の授業科目を履修し、修得した単位

は、当該研究科の修了に必要な単位数に含めることができる。

(通達第2688号) (注 カリキュラムの改定等に伴う別表の改正)

附 則 (2020年度規則第6号)

(施行期日)

1 この学則は、2021年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この学則による改正後の第4条第6項、第30条の2及び第43条の4の規定は、この学則の施行日(以下「施行日」という。)以後に第1年次に入学する者から適用し、施行日の前日において在学する者については、なお従前の例による。

(通達第2764号) (注 既修得単位認定の柔軟化及び在学期間短縮条件の規定に伴う改正)

附 則 (2020年度規則第9号)

(施行期日)

1 この学則は、2021年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この学則による改正後の別表1の規定は、この学則の施行日(以下「施行日」という。)以後に第1年次に入学する者から適用し、施行日の前日において在学する者(以下「在學生」という。)に係る教育課程については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、改正後の別表1の規定による授業科目(次項において「新課程の授業科目」という。)のうち、当該研究科委員会が認めたものについては、在學生であっても、これを履修することができるものとする。

4 前項の規定により、在學生が新課程の授業科目を履修し、修得した単位は、当該研究科の修了に必要な単位数に含めることができる。

(通達第2771号) (注 カリキュラムの改定等に伴う別表の改正)

附 則 (2021年度規則第4号)

この学則は、2022年4月1日から施行する。

(通達第2801号) (注 学費の決定に伴う別表の改正)

附 則 (2021年度規則第7号)

この学則は、2022年4月1日から施行する。

(通達第2815号) (注 メディア授業に係る規定の追加に伴う改正)

附 則 (2021年度規則第11号)

(施行期日)

- 1 この学則は、2022年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この学則による改正後の別表1及び別表1の2の規定は、この学則の施行日(以下「施行日」という。)以後に第1年次に入学する者から適用し、施行日の前日において在学する者(以下「在學生」という。)に係る教育課程については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、改正後の別表1及び別表1の2の規定による授業科目(次項において「新課程の授業科目」という。)のうち、当該研究科委員会が認めたものについては、在學生であっても、これを履修することができるものとする。
- 4 前項の規定により、在學生が新課程の授業科目を履修し、修得した単位は、当該研究科の修了に必要な単位数に含めることができる。
(通達第2826号)(注 カリキュラムの改定及びメディア授業科目の開設等に伴う別表の改正)

附 則 (2022年度規則第2号)

この学則は、2023年4月1日から施行する。

(通達第2850号)(注 学費の改定等に伴う別表の改正)

附 則 (2022年度規則第9号)

この学則は、2023年4月1日から施行する。

(通達第2890号)(注 学籍手続きの変更に伴う改正)

附 則 (2022年度規則第12号)

(施行期日)

- 1 この学則は、2023年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この学則による改正後の別表1、別表1の2及び別表4の規定は、この学則の施行日(以下「施行日」という。)以後に第1年次に入学する者から適用し、施行日の前日において在学する者(以下「在學生」という。)に係る教育課程については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、改正後の別表1及び別表1の2の規定による授業科目(次項において「新課程の授業科目」という。)のうち、当該研究科委員会が認めたものについては、在學生であっても、これを履修することができるものとする。
- 4 前項の規定により、在學生が新課程の授業科目を履修し、修得した単位は、当該研究科の修了に必要な単位数に含めることができる。
(通達第2917号)(注 カリキュラムの改定及びメディア授業科目の開設並びに人材養

成その他教育研究上の目的の改定に伴う別表の改正)

附 則 (2023年度規則第2号)

この学則は、2024年4月1日から施行する。

(通達第2932号) (注 学費の改定等に伴う別表の改正)

附 則 (2023年度規則第8号)

(施行期日)

- 1 この学則は、2024年3月13日から施行し、改正後の別表1の規定は、2023年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この学則による改正後の別表1の規定は、2023年度入学者から適用し、2022年度以前の入学者に係る教育課程については、なお従前の例による。

(通達第2996号) (注 文学研究科博士前期課程臨床人間学専攻に係る修了要件の変更に伴う改正)

附 則 (2023年度規則第9号)

(施行期日)

- 1 この学則は、2024年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この学則による改正後の別表1の規定は、この学則の施行日(以下「施行日」という。)以後に第1年次に入学する者から適用し、施行日の前日において在学する者(以下「在學生」という。)に係る教育課程については、なお従前の例による。

- 3 前項の規定にかかわらず、改正後の別表1の規定による授業科目のうち、当該研究科委員会が認めたもの(次項において「新課程の授業科目」という。)については、在學生であっても、これを履修することができるものとする。

- 4 前項の規定により、在學生が新課程の授業科目を履修し、修得した単位は、当該研究科の修了に必要な単位数に含めることができる。

(通達第2997号) (注 カリキュラムの改定及びメディア授業科目の開設並びに人材養成その他教育研究上の目的の改定に伴う別表の改正)